

## ● 経営講習会のご案内 ●

～比叡山で学んだ・成功の哲学～ 成功する物の見方と考え方

すぐれた経営者には共通した物の見方と考え方があります。僧侶である講師が、さまざまな学問と修行、数多くの著名経営者との出会いを経て体得した成功の哲学を語ります。是非この機会に受講していただき事業活動の一助にご活用ください。

日時 平成28年1月21日(木) 午後2時～3時30分  
場所 伊賀市商工会館 2階研修室 (伊賀市下柘植723-1)  
講師 天台宗僧侶 藤井妙法氏

※ お申し込み・お問い合わせは・・・本所(45-2210)までお電話ください。



## ◆◆ 年末調整のご準備はお早めに! ◆◆

給料や報酬などについて源泉徴収をした所得税の納期限は1月12日(火)です。納期限の特例の承認を受けている場合は1月20日(水)です。税理士等への報酬の支払報告と合わせて期限内納付をお願いします。本年は昨年と比べて変わった点はありません。

### 平成28年分の給与の源泉徴収事務について

#### ● 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入

社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度が導入され、平成27年10月から個人番号及び法人番号が通知され、平成28年1月から順次利用が開始されます。

イ 扶養控除等(異動)申告書への番号記載      ロ 本人確認の実施      ハ 源泉徴収票への番号記載

#### ● 国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合の書類の添付義務化

非居住者である親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示しなければならないこととされました。

#### ● 源泉徴収税額表の改正

給与年収1,200万円超の場合の給与所得控除額は230万円が上限とされました。

この改正に伴い、「給与所得の源泉徴収税額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」等が改正されました。平成28年1月1日以後に支払うべき給与等の源泉徴収の際には、「平成28年分源泉徴収税額表」を使用してください。

## 伊賀市プレミアム商品券の有効期限は平成27年12月31日(木)までです!!

伊賀市プレミアム商品券の有効期限は、平成27年12月31日(木)までです。

(年末はお休みの取扱店もございますので、ご注意ください。)

有効期限が切れた商品券はご利用いただけません。また、使用されなかった商品券の払い戻しはできませんので、期間内のご使用をよろしくお願ひします。

なお、取扱店の皆様には、消費者の方にもご案内していただきますようお願いいたします。



## リーガルサポートシステム(企業法務専門支援員制度)のご案内

商工会では弁護士資格を持つ企業法務専門支援員を常時設置し、会員の皆様からの法律相談に無料で応じる制度があります。請負契約、債権回収、相続関係、連帯保証人、時効制度等のご相談や身近な法律相談(事業以外の相談も可)まで、気軽にご利用ください。

次回相談予定日 平成28年1月8日(金) 午前10時～午後4時

■ ご相談を希望される方は、商工会本所または最寄の支所まで事前にお申し込みください。

## 平成27年分青色申告決算のために

個人事業者の皆様は、通常暦年（12月31日）で事業所得に係る決算を行うこととなります。そこで正しい決算に向けて次のことにご留意ください。

### □棚卸表の作成

商品、製品、仕掛品、貯蔵品については、12月31日での棚卸表を作成し保存してください。  
預け商品や建設業の方の仕掛工事等にもご注意ください。

### □未収入金、未払費用の計上

原則として平成27年に確定した収入や費用を計上することが必要です。  
特に収入の計上漏れの無いようご注意ください。

### □前受金、前払費用の繰り延べ

特定の支出を除き27年分の収入や経費に計上する必要はありません。  
但し、26年に収入、経費に算入しなかった額の計上はお忘れなく。

### □家事消費等

平成27年に家事のために消費した棚卸品・商品等は、売上金額に含める必要があります。  
明細等計上根拠を残すようにしてください。また、同様に家事に係る費用は経費になりませんので合理的に計算して経費から除外してください。

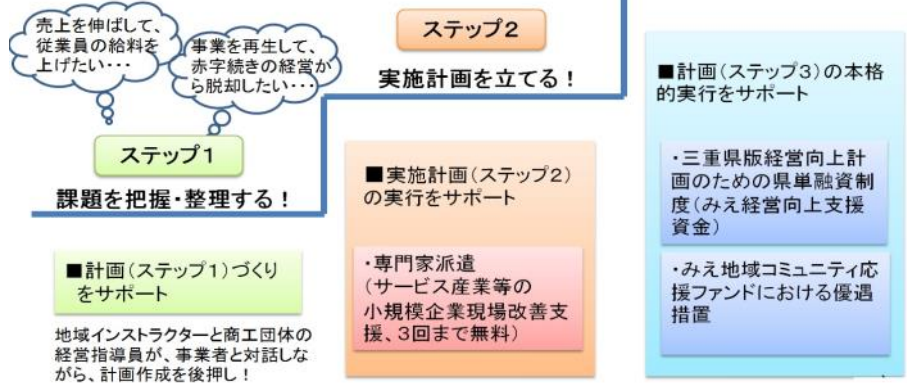


## 三重県版経営向上計画について

三重県版経営向上計画は、平成26年4月1日施行の「三重県中小企業・小規模企業振興条例」第16条に基づき、創設された制度です。三重県内中小企業・小規模企業の皆様の経営の向上に対する主体的な努力を促進し、その挑戦を後押しするだけでなく、意欲を引き出すため、多様な中小企業・小規模企業がその発展段階に応じて作成する計画を認定し、中小企業・小規模企業の成長と三重県経済の活性化を図ることを目的としています。

地域インストラクターと商工会の経営指導員が二人三脚となって、計画の作成支援とブラッシュアップ、計画のフォローアップをおこないます！

お問合せは伊賀市商工会まで  
TEL 0595-45-2210



## 記帳継続指導個別相談会のお知らせ

開催月日	時間	担当税理士	開催場所	会場所在地	電話番号
1月13日(水)	13:30~16:00	税理士 安屋 敦史	阿山支所	伊賀市馬場1128-4	43-0014
		税理士 川嶋 三雄	大山田支所	伊賀市平田950-1	47-0321

🌸🌸 次回の 会員一斉訪問実施予定日は **1月14日(木)** です 🌸🌸

当日は各支所の事務所を閉めさせていただきますので、ご了承下さい。14日にお伺いできない場合は19日頃までにお伺いいたします。当日のご連絡は本所(☎45-2210)までお願いいたします。

## 《貸付金利の状況》

(平成27年12月1日現在)

日本政策金融公庫	普通貸付	1.25%~3.00%	↗
	経営改善貸付(無担保・無保証人)	1.15%	→
三重県融資制度	小規模事業資金(第三者保証不要・別途保証料)	1.60%	→
商工貯蓄共済制度	一般(保証料不要)	1.675%~2.075%	→
	保証協会保証付(別途保証料)	1.55%	→

## 年末・年始業務のお知らせ

【年末】 12月28日(月) 御用納め  
【年始】 1月4日(月) 業務開始

伊賀市商工会の年末・年始の業務は左記の通り  
ですので、よろしく願い致します。

会員の皆様、よいお年をお迎えください。

